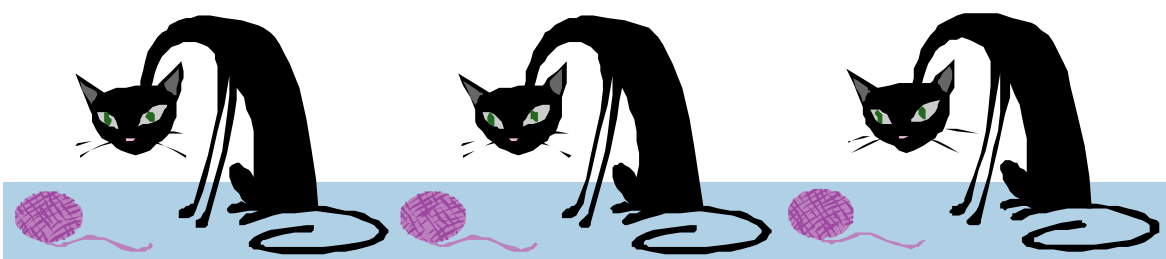


犬や猫と上手につきあうために



時 津 町
(令和5年8月改訂)



目次

I はじめに	1
II 飼い主の心構え.....	2
1. これから犬や猫を飼い始める方へ	2
2. 飼い主の責任.....	5
(1) 犬や猫の安全の確保	5
(2) 健康管理	7
(3) 人と動物の共通感染症	7
(4) 高齢犬、高齢猫.....	8
3. しつけ	8
4. 災害時の備え	8
III 住宅密集地における犬及び猫の飼育	9
1. 犬を飼うとき、猫を飼うとき	9
2. 複数頭飼育の際に注意しなければならないこと	10
3. 室内飼いの際に注意しなければならないこと.....	10
4. 犬の散歩時に気をつけること.....	11
5. 集合住宅における犬及び猫の飼育	12
(1) これから集合住宅で犬や猫を飼い始める方へ	12
(2) 集合住宅における飼育の注意事項	12
IV 飼い主のいない猫の現状	14
V 迷惑防止策	14
VI 相談事の連絡先	15



I はじめに

近年では、幅広い世代の多くの人々がペットを飼養しており、ペットは伴侶動物(コンパニオンアニマル)としてより人に近い存在になっています。

一方で、ライフスタイルの多様化とともに、種々の環境で犬や猫が飼育されるようになり、不適正な飼育などから飼い主とその近隣住民などとの間でトラブルが発生し、しばしば感情的な対立を引き起こすようになっていきます。このような状況を未然に防止していくために、必要に応じて行政と地域が協力してルール作りを進めることが期待されます。

本ガイドラインでは、人と人との距離や人と犬や猫の距離が近く、人と犬や猫とが共生していくために種々の配慮が必要となってくる住宅密集地(集合住宅を含む)において、人と犬や猫が調和した快適な居住環境の維持向上、そして人と犬や猫が共生できる町づくりを図るための基本的なルールを示すことを目指しました。

犬や猫を飼育する際には、命あるものである犬や猫の適正な飼育に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって取り扱うことが大切です。

さらに、犬や猫を住宅密集地(集合住宅を含む)で飼育するようになると、種々の価値観や感情を持つ人々の社会の中で、適正な犬や猫の飼育に関するルールが必要となります。このため、犬や猫の飼育について周囲の人々とともに考えることも必要になってきました。

本ガイドラインは、犬や猫の飼い主だけでなく、これから飼い主になる人や地域の住民が、共通の理解をもって犬や猫と暮らしていくための方法について記載しています。

また、飼い主がいない動物に対する無責任なエサやりなどの行為により、みだりな繁殖、ふん尿による被害の増加など、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要があることから、本ガイドラインでは、飼い主のいない猫の扱い方についても基本的な事項を記載しました。本ガイドラインが、住宅密集地で犬や猫を飼育する場合の参考になれば幸いです。

なお、本ガイドラインでは、以下のように用語を定義します。

● 住宅密集地

都市部、地方に限らず、住宅などの建物間の距離が近く、生活環境が密接な関係にある地区。ここでは、集合住宅(マンション、アパート)も住宅密集地に含めています。

● 飼い主

動物の所有者又は占有者(動物の飼育又は保管をする者)



Ⅱ 飼い主の心構え

1. これから犬や猫を飼いはじめる方へ

近年犬や猫は、一方的に愛情を注いだり、姿やしぐさを楽しむだけでの存在ではなく、ともに暮らし、時には心を通い合わせる人生のパートナーとなってきています。

その一方で、間違った飼い方をしたために、動物の存在が飼い主や周囲の人達へのストレスやトラブルの元となったり、アレルギーなど様々な病気の原因になる事例も発生しています。

犬や猫を飼うことは、その一生について責任をもって面倒を見ることです。犬や猫は人間と同じように命ある存在です。世話は休みなく続きます。意志と感情を持ち、必ずしも飼い主の思い通りになりません。しかも、犬や猫の起こしたトラブルは、全て飼い主の責任です。

犬や猫を飼うのに愛情はもちろん必要ですが、「かわいい」という気持ちだけでは生き物は飼えません。生態や習性を理解し、自分が最後まで責任を持って飼えるのか、飼い始める前によく考える必要があります。

以下に、飼う前に考えるポイントを掲げます。

①あなたの住まいは犬や猫を飼える住居ですか？転居や転勤の予定はありませんか？

あなたの住まいが犬や猫を飼える住居であることは、必要不可欠です。集合住宅の多くはペット飼育が禁止されています。最近はペット飼育可のマンションなども増えてきていますが、その場合でも、規約で飼える動物の種類、大きさ、頭数などが定められていることがほとんどです。

様々な住民がいる集合住宅は、飼い主のマナーと社会性が厳しく問われます。「こっそり飼ってしまおう」、「みんなが飼っているから」などと自分勝手にルールを無視したり、近隣に迷惑をかけたりすることは慎んでください。

借家や社宅などの場合は、所有者の許可が必要です。持ち家の場合でも、広さや家屋の状態に合わせて犬や猫の種類や数を考えなくてはなりません。

今の住居が犬や猫を飼える環境だとしても、転居や転勤の予定があるなら慎重な判断が必要です。

②あなたの飼いたい犬や猫はあなたのライフスタイルに合っていますか？

あなたはどんなライフスタイルを持ち、どんな目的で犬や猫を飼うのでしょうか。一緒にキャンプに出かけたりアウトドアを楽しみたい人には、陽気な大型犬が素敵なパートナーになるかもしれませんし、家の中で愛らしい仕草を眺めたりふれあいを楽しみたい人には、小型犬や猫がいいかもしれません。

人が時間をかけて目的別の品種を作り出してきた犬や猫では、生態や必要な世話が品種によっても大きく違ってきます。

見た目やイメージに惑わされることなく、品種の特性をよく理解して、自分のライフスタイルと目的に合っているか、冷静に判断してください。

③あなたの家族は全員犬や猫を飼うことに賛成していますか？

犬や猫を飼うのに、家族の理解と協力は不可欠です。あなたが突然の病気やアクシデントに見舞われたときも、家族の協力があれば乗り越えることができます。

また、犬は群れで生活する習性をもつので、家族を自分の群れのメンバーと考えています。家族の誰かが自分を嫌ったり無関心でいたりすることは大きなストレスになり、問題行動の原因

となることもあります。

犬や猫を飼うには、家族の全員が飼うことに同意している必要があります。

④動物に対するアレルギーを持っている人は家族にいませんか？

犬や猫を飼い始めたら、喘息や皮膚の湿疹など、家族にアレルギー症状がでたというケースがあります。

家族にアレルギー体質の人がいる場合は、動物の毛やふけ、排泄物などにアレルギー反応を起こす可能性があるため、飼う前に医師に相談するなど慎重な判断が必要です。

⑤毎日欠かさず世話に時間と手間がかけられますか？

犬や猫は生きていくための全てをあなたに依存しています。しなくてはならない世話はたくさんあり、これらをこなす時間が必要になります。

子供にせがまれてという場合は、犬や猫が成長しても子供に世話ができるかどうか、また子供の進学、就職、転居などで、結局は保護者が世話をすることになるケースが多々ありますから、保護者自身が犬や猫の世話をし、必要なしつけをするつもりがないのであれば、飼うことは控えるべきでしょう。

⑥あなたの体力で世話ができますか？

犬や猫の世話には体力も必要です。犬では、品種によって毎日の必要な運動量が異なります。

二人暮らしの熟年夫婦が、新しい家族として犬や猫を飼うような場合は、自分たちが歳を重ね、犬や猫も老いたときの世話や介護のことも考えて、種類や大きさを選んでください。

⑦近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？

犬や猫の鳴き声、臭い、ふんの放置は、多くの地域で近隣トラブルの元となっています。近隣に迷惑をかけないために、ふんの始末はもちろん、適切なしつけや防音対策などもしなくてはなりません。

⑧犬や猫の一生にかかる費用を考えてみましたか？

犬や猫を飼うには、購入代金だけでなく、その後もお金がかかります。

【食費】

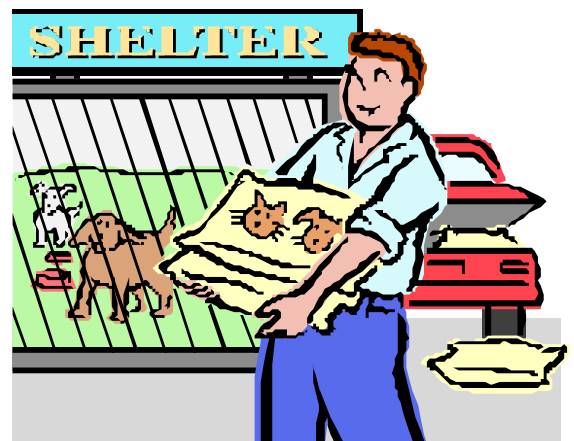
犬や猫は成長するにつれてフードの量も質も変わります。高齢や病気の時などには特別なフードが必要になります。

【ペット用品・設備費】

首輪や食器、ケージなどの用品、設備費がかかります。初期費用だけでなく、買い替え、修理費、光熱費など維持管理にかかる費用も考えてください。

【健康管理費】

ワクチン接種、定期的な健康診断、各種病気の予防、ケガや病気の際の治療、不妊去勢手術などの医療費がかかります。定期的なトリミング(毛のカ



ット)や爪や歯の手入れが必要な品種の場合は、その費用がかかります。

【その他】

犬では狂犬病予防法に基づき、登録の費用が必要となるほか、毎年狂犬病予防注射の接種が必要になります。

特別な訓練・調教・しつけなどが必要な場合は、その費用もかかります。

⑨生涯にわたる計画をたててみましたか？

生涯とは、犬や猫の生涯とともに、あなたの生涯のことも含まれます。

犬や猫は十数年以上生きます。犬や猫が高齢になったときの介護のことも考えておかなくてはなりません。大型犬が寝たきりになった場合などには、病院に運んだり、ふん尿の世話に大変な労力が必要になります。

進学、就職、転居、結婚、出産・・・人生には様々な転機があります。将来予測できる生活の変化があった時に犬や猫を飼い続けることができるか、よく考えてみてください。

⑩万一、飼えなくなったときのことを考えていますか？

明らかに飼えない状況になることがわかっているのに、飼い始めてしまうのは無責任といえます。また、あなたが突然入院してしまったり、最悪の場合亡くなってしまうなど、不幸なアクシデントもあるかもしれません。

代わりに飼ってくれる人を見つけておくなど、万一のとき、あなただけを頼りとして生きている命をいかに守っていくかも考えておくべきことといえるでしょう。

⑪どこから犬や猫を入手しますか？

ペットショップやブリーダーなどから購入するのが一般的ですが、保健所などの動物保護施設や動物保護ボランティアなどからの入手も是非考えてください。

わが国では、子犬や子猫の時期から飼い始めることに人気がありますが、子犬や子猫は病気になりやすく、食事や排泄などもより細かな世話が必要になります。それに対して成犬や成猫は、大きさや性質が分かっている食事の世話などが子犬や子猫に比較して楽であるという利点があります。

犬や猫には、生後3～12週齢の「社会化期」があります。この社会化期は、親兄弟と過ごし、犬や猫としての基本的なことを学び、人間やその他の動物、様々な環境を経験することによって社会性(相手や状況に応じた適切な行動をとる能力)を身につけるために重要な時期です。

犬同士、猫同士の付き合い方を学ぶために子犬、子猫は親元で離乳を終えてから入手するようにしましょう。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)では、ペットショップなどの販売業者は、動物取扱業としての登録を行い、登録番号などを標示するとともに、販売時に動物の特徴や飼育方法、関係法令の規制などについて文書を交付して説明することが義務づけられています。

ペットショップなどから購入する際には、動物愛護管理法を遵守している業者から購入してください。

2. 飼い主の責任

(1) 犬や猫の安全の確保

飼っている犬や猫の安全を守るのは飼い主の責任です。

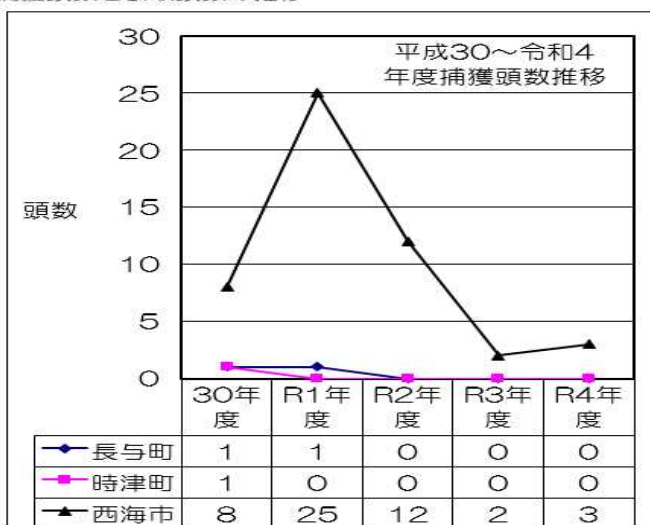
1年間に全国で約5万9千頭の犬や猫が路上を徘徊していたり、迷い込んできたりして引取られています。また、自治体には迷子になった犬や猫を探す飼い主からの問い合わせが数多く寄せられています。犬が迷子になる原因のほとんどは、飼い主の不注意やアクシデントです。

放し飼いの猫は、交通事故などの危険に常にさらされているだけでなく、感染症などの病気で動けなくなることも多くあります。

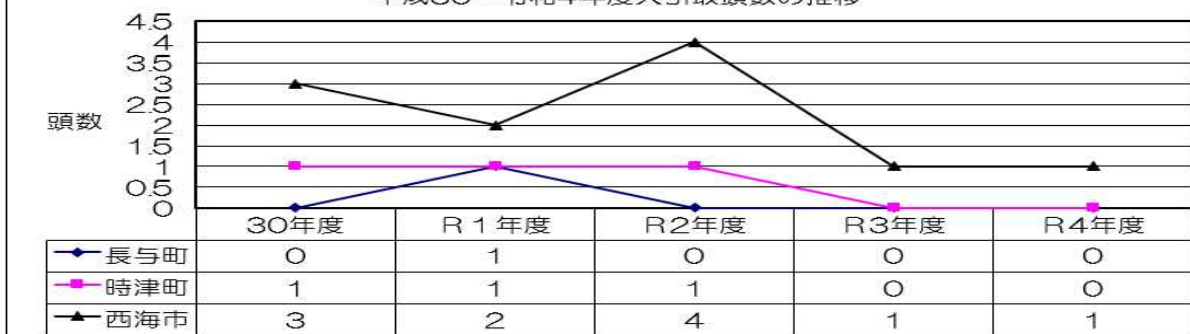
去勢措置をしていないオス猫は、他のオス猫とのケンカで大けがを負って動けなくなったり、ケンカに負けてその地域を追い出され、家に帰れなくなることがあります。

平成30～令和4年度捕獲頭数と引取頭数の推移

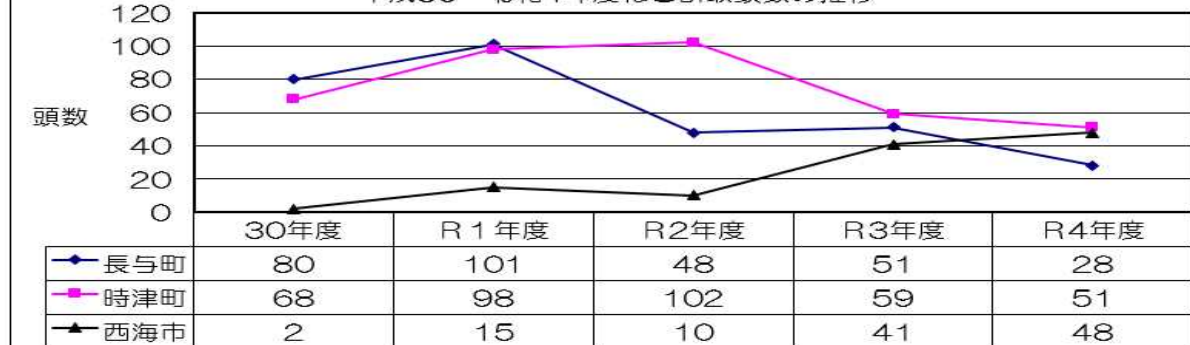
捕獲数	長与町	時津町	西海市
30年度	1	1	8
R1年度	1	0	25
R2年度	0	0	12
R3年度	0	0	2
R4年度	0	0	3
引取(犬)	長与町	時津町	西海市
30年度	0	1	3
R1年度	1	1	2
R2年度	0	1	4
R3年度	0	0	1
R4年度	0	0	1
引取(猫)	長与町	時津町	西海市
30年度	80	68	2
R1年度	101	98	15
R2年度	48	102	10
R3年度	51	59	41
R4年度	28	51	48



平成30～令和4年度犬引取頭数の推移



平成30～令和4年度ねこ引取頭数の推移



①放し飼いをしない

動物愛護管理法や都道府県などの条例に基づき犬の放し飼いは原則禁止されています。

外出の際には犬は必ずリード(引き綱)をつけましょう。散歩中や外出先では、どんなアクシデントに遭うかわかりません。ノーリード(リードをつけない、またはリードを外した状態)の結果、迷子にさせてしまうのは飼い主の責任です。万一の場合に備えて「オイデ」など呼び戻しができるように基本的なしつけをしておくことも重要です。

猫は屋内で飼うようにしましょう。環境を整えれば、猫は屋内だけで心身ともに健康に過ごすことができます。

②迷子にしないために

ほとんどの動物は大きな音が苦手です。雷や花火などでパニックになって外に飛び出さないように、対策をとりましょう。屋内や庭で飼っている犬や猫がドアや門の隙間などから脱走しないように、戸締りにも注意しましょう。

また、首輪が弛んですっぽり抜けてしまったり、鎖やリードが古くなって切れた例も多くあります。首輪などは定期的に点検しましょう。

ケージ内で飼う場合は、ケージの開閉時に飛び出したり、ケージの不具合箇所から脱走したりしないように取り扱いや保守点検に留意しましょう。

迷子や徘徊で保護された犬やケガを負って保護された猫も、飼い主が鑑札や注射済票、迷子札などをつけていれば、迅速に飼い主の特定ができ、連絡がつきやすくなります。

また、大地震などの災害発生時に飼い主とはぐれても、所有明示があれば見つけ出せる可能性が高くなります。

【鑑札、狂犬病予防注射済票】

狂犬病予防法により、犬を飼い始めたら登録と狂犬病予防注射をし、鑑札と注射済票を装着することが飼い主に義務付けられています。鑑札と注射済票には固有の番号が刻印してあり、登録された飼い主がわかるようになっています。

また、飼い主の氏名、電話番号などの連絡先を記した首輪や名札、マイクロチップなどを装着する方法もありますので、ペットショップや動物病院にご相談ください。

なお 令和4年6月1日以降、ペットショップやブリーダーなどの犬猫等販売業者は犬猫にマイクロチップを装着することが義務化されております。新たに飼い主となった方は、環境省の指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）のデータベースに飼い主情報の変更登録を行う必要があります。



③不妊去勢手術

繁殖にかかわる事柄は、犬や猫が迷子になる大きな原因のひとつです。

猫は全国の自治体で毎年約3万5千頭が引取られており、その多くが殺処分されています。殺処分される猫のほとんどは、繁殖制限をされていなかったために生まれた子猫です。

発情したメス犬やメス猫の臭いは、オス犬やオス猫を交尾行動に駆り立てます。猫は普通年に2～3回発情し、メスとの交尾をめぐり、オス同士のケンカが起こります。メス犬やメス猫も発情期は落ち着きをなくします。いつもはおとなしい室内飼いの猫が、突然家を飛び出すこともあり

ます。

自由に繁殖できる状況では、あっという間に数が増えてしまいます。しかし、動物を飼う空間や、世話をする人手や時間、経済的条件は限られています。次々と生まれてくる動物を全て飼うのも、責任ある新しい飼い主を探すのも限界があります。

不妊去勢手術は、なるべく早期に実施することが有効です。最初の発情の前に行えば、一生涯繁殖に関するストレスから解放し、安定した生活をおくらせることができます。

【健康面でのメリット】

動物の病気やケガには、繁殖行動や性ホルモンに関係しているものが多くあります。不妊去勢手術により多くの病気のリスクが軽減され、より健康に長生きすることができます。

メスでは不妊手術により、発情・妊娠・出産による肉体的負担や、交尾でうつる病気、生殖器の病気、性ホルモンの影響による病気のリスクが少なくなります。

オスでは、去勢手術により性ホルモンによる攻撃性や支配性を抑えたり、精巣の病気や交尾でうつる病気、性ホルモンの影響による病気のリスクが少なくなります。

【行動面でのメリット】

不妊去勢手術により一般におだやかな性格になります。特にオスでは、ほかのオスや人に対する攻撃やマーキングが少なくなり、ケンカでケガを負ったりすることも少なくなります。

(2)健康管理

毎日の世話を通して、犬や猫の様子や飼育環境をよく観察しましょう。犬や猫の食欲、動作、表情などに異常がないか気を配ります。特にふんの状態の観察と、体を触って異常の有無を確認することは重要です。異常が見つかったら、早めに獣医師に相談しましょう。

犬や猫には感染症や生活習慣病など、人と同じように、たくさんの病気があります。犬や猫の状態を確認するための定期的な健康診断と予防接種をすることが大切です。普段からかかりつけの動物病院を決めて、いろいろ相談しておきましょう。

人と動物では食べるものが違います。たまねぎやチョコレートなど、人が普通に食べるものでも、犬や猫には害になるものがあります。観葉植物にも食べると害になるものがあります。塩分の摂りすぎや肥満にも注意しましょう。

また、飼育環境の中で、ケガをする可能性があるなどの問題がある箇所を見つけたら、すぐに改善するようにしましょう。

(3)人と動物の共通感染症

人と動物の共通感染症とは、動物から人へ、人から動物へお互いに感染する病気のことです。世界では200種類以上が確認されていて、そのうち約60種類が日本国内でも発生しています。犬や猫の場合は、一般的な衛生対策を守ればほとんどの病気は予防できます。

ポイント1. 口移しや同じ食器で食べ物を与えない

ポイント2. 口づけなど過剰な接触をしない

ポイント3. 犬や猫に触った後と、飲食の前には手を洗う

ポイント4. 排泄物はすぐに片付け、処理の後には手を洗う

ポイント5. 犬や猫の健康と衛生的な飼育環境を保つ



(4)高齢犬、高齢猫

獣医療の進歩と食生活や生活環境の改善により、犬や猫の寿命は、年々延びています。

一般社団法人ペットフード協会の資料によると、犬や猫全体の約3割が10歳以上の老齢で、シニアと言われる7歳以上の犬や猫が半数程度を占めるようになってきています。一般に動物が高齢になると、視力、聴力、嗅覚などの感覚が衰え、動きが鈍くなり、睡眠や休憩している時間が長くなります。

高齢の犬や猫の世話には、これまで以上に注意を払いましょう。消化機能が低下してきますから、フードにも気を配り、大きさや固さなどを考慮して、食べやすく栄養バランスのとれたフードを与えましょう。

また、老いに伴う様々な症状が現れて、介護が必要になることもあります。老い方やそれに伴いどんな問題が出てくるかは、個体によって異なります。いわゆる認知症の症状を示すこともあり、異常な食欲、無駄吠え、飼い主の姿が見えなくなると鳴く、目的無く歩き続ける、不適切な排泄など様々な症状が現れます。症状によって必要な対策や介護も異なりますから、問題の原因を探りながらひとつずつ対処していくことになります。

身体的な問題はかかりつけの獣医師とよく相談しましょう。介護グッズもいろいろなものを試してみ、一番合ったものを使用しましょう。

3. しつけ

犬や猫が人間社会で生活していく場合、人と犬や猫の良い関係を築いていくために、そして周囲の迷惑にならないように、体型の大小にかかわらず、しつけは欠かせません。犬については、家庭内のルールとコミュニケーションの取り方、社会性を身につけさせるため、無駄吠えの防止、甘噛みのコントロール、「オイデ」、「マテ」といった基本的なしつけをしましょう。

犬や猫のことを勉強して、本能や習性を正しく理解してください。過度にかわいがり擬人化するようなことは、犬や猫にとっても不幸な結果になります。愛情を注ぎつつも、犬は犬として、猫は猫としてつきあっていくことが必要です。

4. 災害時の備え

地震などの災害が起きた時、人と同じように動物も被災します。避難場所には多くの方々が家族の一員である動物と一緒に避難してくるでしょう。しかし、避難所では動物が嫌いな方や動物の毛などによるアレルギーの方などと共同生活をする必要があります。避難所で犬や猫が人の迷惑にならないよう日頃から準備をしておくことが必要です。

【迷子札の装着】

前述の「鑑札、狂犬病予防注射済票」のところでもありましたように、災害時に迷子にならないよう、犬に鑑札や狂犬病予防注射済票、迷子札などを装着しておきましょう。

【災害時に必要なしつけ】

災害時に安全に避難するためには、周りへの配慮のためにも基本的なしつけができていないといけません。犬は「マテ」「オスワリ」などの基本的なしつけのほかに、こわがらずにケージに入ることができるようにしておくことも必要です。

Ⅲ 住宅密集地における犬及び猫の飼育

住宅密集地で犬や猫を飼うときは、近隣住民に迷惑をかけない飼い方が基本です。住宅密集地では、近隣との距離が近く、他人のことを考えずに飼育をすれば様々な問題が生じます。

また、最近では高齢の犬や猫の遠吠え、夜鳴きなどで、周辺に迷惑をかけることも問題となってきました。最悪の場合、手放さざるを得ない状況になってしまうこともあるようです。

1. 犬を飼うとき、猫を飼うとき

①犬



住環境によっても飼うのに適した犬の種類は異なります。一般に住宅密集地では鳴き声が大きく、よく吠える特性のある犬種は向かないと言われています。

鳴き声などによる近隣への迷惑の防止や犬とのコミュニケーションを容易にするため、犬はできれば室内で飼いましょう。

特に集合住宅、過度に住宅が接しているような場合は、室内飼育をお勧めします。屋外ばかりで飼うことは、犬を家族から引き離すことになり、大変なストレスとなります。

また、目が届きにくくなるため、しつけも難しくなります。屋外で飼う場合は、次のことを心がけてください。

- 犬の居場所は犬にとって快適な場所を選びましょう。暑さ、寒さ、雨の対策やノミ・蚊を避けるなどの配慮をしてください。犬小屋の周囲は常に清潔にします。

- 隣家との境界付近には、犬小屋を置かないなど、隣人に配慮しましょう。

- 外部からの刺激で吠えるような場合には、原因を調べてそれにあった対策を行います。

たとえば、外を人が通るのが気になる場合は、犬の居場所を移したり、外から見えないように植え込みを作ったりします。

特定のものに対して吠えるようなら、そのものを遠ざけるなどの配慮も必要です。

- 散歩や犬と遊ぶ時間を設けるなど犬とのコミュニケーションを十分とるようにします。

- 鎖につないでいる時は、ストレスを与えないよう、できるだけ動きを制限しないようにし、長時間つないだままにしないようにします。また、事故防止のため、周りのものが倒れたり、高所からものが落ちてきそうなところにはつながないようにします。

②猫



猫は室内で飼うのが基本です。

屋外には危険がいっぱいです。また、地域住民にふん尿で迷惑をかけることもあり、トラブルの元になりかねません。

上下運動のできる場所やリラックスできる場所を用意するなど、心理的、肉体的なストレスを与えないように配慮すれば室内で飼うことは可能です。

猫を飼うときは次のものを用意するよう心がけてください。

【寝床】

猫は狭いところが好きです。体がすっぽり入る程度の市販のハウス、または段ボール箱などにタオルなどを敷きます。キャリーケージを寝床として使えば、病院に行くときなどストレスを与えずに運ぶことができます。

【トイレ】

市販の猫用トイレに猫用砂をいれたものを用意します。猫は汚れたトイレを嫌います。いつも清潔にしておきましょう。

【つめとぎ】

家具や柱でつめをとぐのは飼い主としては困りものですが、これも猫の習性のひとつです。やめさせるのは無理なので、代わりに専用のつめとぎを用意しましょう。

【首輪と迷子札等】

万一迷子になったときのために、連絡先を書いた迷子札やマイクロチップなどを付けましょう。

なお 令和4年6月1日以降、ペットショップやブリーダーなどの犬猫等販売業者は犬猫にマイクロチップを装着することが義務化されております。新たに飼い主となった方は、環境省の指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）のデータベースに飼い主情報の変更登録を忘れずに行いましょう。

【遊び場】

猫は上下運動を好みます。市販のキャットタワーなど、高低差のあるものを上手に使いましょう。

2. 複数頭飼育の際に注意しなければならないこと

犬や猫を複数飼育する、あるいは犬と猫と一緒に飼育する場合もあります。複数飼育するにはいろいろと注意しなければならないことがあります。（犬と猫が合計で10頭以上飼育を行っている場合は、西彼保健所に届け出が必要です）

- 動物には1頭1頭、それぞれ違った個性があります。犬同士、猫同士、犬と猫の折り合いが悪い場合もあります。
- オス同士で飼育する場合、順位争いに注意しましょう。
- 吠え声、臭い、ノミ、ダニなどの衛生面は1頭飼い以上に気をつけなければなりません。
- 不妊去勢手術の必要性を考えましょう。ケンカの軽減にもつながります。
- 不妊去勢手術の必要性を考えましょう。ケンカの軽減にもつながります。
- 飼っている犬と猫が合計で10頭以上となった場合は、お近くの保健所に届出が必要です。

3. 室内飼いの際に注意しなければならないこと

犬や猫の健康と安全の確保という観点から、室内飼いは有効な飼い方です。しかし、室内飼いにすることにより、人の生活と犬や猫及び犬猫同士の距離が近づくことによる弊害も起こり得ます。

【穏やかな生活環境】

犬や猫は家族の一員、パートナーです。犬や猫は人の感情を良く汲み取りますので、穏やかな気持ちで犬や猫に接することができるよう家族の間でも心掛けましょう。

また、犬や猫は人とは異なった生き物です。家族の一員とはいえ、犬は犬として、猫は猫としてある程度距離をもって接しましょう。擬人化して扱うことや溺愛はやめましょう。溺愛しすぎると、飼い主がいないと鳴くなどの問題行動を起こすことがあります。

【室内の温度、湿度管理】

犬や猫は夏場などの高温が苦手です。西日が強く当たるような環境や夏場に留守にするような場合、エアコンをかけるなど、適度な室温、湿度を保つ必要があります。

その際、エアコンの風が直接犬や猫に当たらないよう注意しましょう。またいつでも自由に新鮮な水が飲めるようにしておく必要があります。

【床材の配慮】

フローリングなどで滑って関節を痛めるなどの事故が起きることがあります。滑る場合にはカーペットを敷くなどして、歩きやすくしてあげましょう。

カーペットはよく掃除をして清潔にしましょう。ペット専用のカーペットもあります。

【事故の防止】

犬や猫は、いろいろなものを口にしたり、観葉植物や電気製品をかじったり、物を動かして高いところにあるものを落としたりと、思わぬ行動による事故をおこす可能性があります。

普段からのしつけと同時に、事故を起こさないような室内環境に気を配る必要があります。

【タバコや化学物質の影響】

タバコの副流煙は人だけでなく一緒に暮らす犬や猫の健康にも悪影響を与える可能性があります。受動喫煙の害に気をつけてください。

消臭剤、殺虫剤などの化学薬品にも注意して、犬や猫の近くで使用することは控えましょう。また、スプレーなどをまくと下に溜まりますので、換気を良くするようにしましょう。

犬や猫は壁紙の接着剤など、いわゆるシックハウス症候群の原因物質になるようなものに対しても敏感です。これらの化学物質は、嗅覚の鋭い犬や猫には想像以上のストレスとなる可能性があります。

【衛生害虫の発生防止】

ノミ、ダニ、ハエなど衛生害虫の発生を防止するため、こまめに掃除を行いましょう。

4. 犬の散歩時に気をつけること

犬と人、他の犬などとのトラブルを防ぎ、快適な居住環境を維持・向上していくために、次のことを守りましょう。

【ふん尿の処理】

散歩のときは必ず処理袋を携行し、ふんは自宅に持ち帰って処理をしましょう。場所によっては排尿の跡を水で洗い流すなどの配慮も必要です。

日ごろから、自宅で排泄を済ませてから散歩に行くような習慣をつけましょう。

【ノーリード(リードをつけない、またはリードを外した状態)で遊ばせない】

散歩時だけでなく、公園などにおいても必ず犬にリード(引き綱)をつけてください。

放し飼いは原則禁止とされているだけでなく、犬が交通事故にあったり、人に危害を及ぼしたりする場合があります。「散歩中の他の犬に対して危害を



及ぼす」、「犬同士のケンカを止めに入った飼い主を咬んでしまう」、「子供に対してじゃれてケガを負わす」などの事故が起っています。

5. 集合住宅における犬及び猫の飼育

近年、ペットを飼育することのできるマンションが増えてきています。同じ建物内に多数の世帯が住み、共用部分もあるマンションなどの集合住宅では、犬や猫の飼育をめぐって近隣とのトラブルが発生しやすく、一戸建ての住宅に比べ、飼い主には細心の注意を払いながら飼育する責任があります。

(1)これから集合住宅で犬や猫を飼い始める方へ

これから集合住宅で犬や猫の飼育を計画されている方は、以下の点に注意しましょう。

【衝動買いをしない】

飼い始める前には、その集合住宅で犬や猫が飼育できるか、飼育条件(体重や頭数の制限など)はないか、家族全員の同意があるか、十分な世話ができるか、住環境は整っているかなど、よく検討してください。

【犬や猫のことを勉強する】

犬や猫の本能や習性を正しく理解してください。

【不妊去勢手術をする】

落ち着いた穏やかな性格になり、発情期に大声で鳴くことや、マーキングなどが少なくなり飼いやすくなります。

【集合住宅に適した犬・猫を選ぶ】

一般的にはエレベーターに乗るときに抱きかかえることができる、中小型種がよいでしょう。穏やかな大型犬も飼うことができますが、他の人が利用していない時にエレベーターを利用するなどの配慮が必要となります。

犬については、鳴き声の問題が少なく、しつけがしやすい、抜け毛や体臭の少ない犬種について、実際に飼っている人やペットショップなどに相談をするとよいでしょう。

(2)集合住宅における飼育の注意事項

集合住宅で犬や猫を飼育する際には以下の点に注意してください。他の居住者の迷惑にならないようにすることが基本です。

●周囲には動物が好きではない人がいるかもしれません。最初に近隣への挨拶をしておくことで防ぐことができるトラブルもあります。上下、左右の部屋の居住者には犬や猫を飼育していることを必ず知らせてください。

●犬や猫は自宅または管理者により指定された場所で飼いましょう。共用部分となっているベランダには、犬や猫を出さないようにしましょう。

●犬や猫の毛が布団についた、食事中に犬や猫の毛が入ってきたといった苦情があります。自宅の居室内または指定された場所以外で、犬や猫にフードや水を与えたり、排便、排尿、毛の手入れ(ブラッシング)を行ってはいけません。

また抜け毛などを排水管に流したりしないようにしてください。

●犬や猫の鳴き声、室内での走り回りなどの騒音に注意し、近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

- 悪臭が近隣に伝わらないよう、トイレの位置に気を配りましょう。
- ノミ、ダニ、ハエなど衛生害虫の発生を防止するため、こまめに掃除を行いましょう。害虫が発生したら、自分の家だけでなく、他のお宅に迷惑をかけるかもしれません。
- 集合住宅の共用部分で人に飛びついたり、尿をしてしまうかもしれません。エレベーターでは動物が苦手な人と同乗することもあります。
共用部分では極力抱いて移動しましょう。エレベーターでは同乗者の了解を得るか、途中階で一旦降りるなどの配慮をしましょう。
- マンションの管理規約を遵守しましょう。

Ⅳ 飼い主のいない猫の現状

全国の自治体で約3万5千頭の猫が引取られ、その多くが殺処分されています。また殺処分される猫のほとんどは、不妊去勢手術をされていないために生まれた、生まれて間もない子猫です。

飼い主のいない猫も地域住民で適切な管理を行えば、猫による様々な被害を減らしていくことが可能となります。また、時間はかかりますが、猫の数を減らすことに成功した事例もあります。

基本的に飼う意志がない場合は、かわいそうでも飼い主のいない猫には、エサを与えないことです。エサを与えるとその地域に住みついてしまい、周りの人達に迷惑をかけることになります。

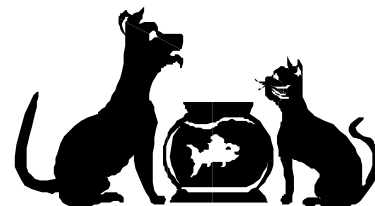


Ⅴ 迷惑防止策

住民の中には犬や猫が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人がいます。敷地内に入ってきた猫のふん尿に悩まされる場合もあります。

また、猫がペットの小鳥や金魚をとったりする場合があります。犬や猫が家の敷地に入つてこられないようにする方法を紹介します。

- ごみの処理を確実にして、荒らされないようにする。
- 犬や猫が入れないように網やネットなどで進入路を防ぐ。
- 猫は水を嫌うので、通ridor、ふんをする場所に水をまく。
- 市販の猫専用忌避剤、酢、木酢液などを散布する。
- 市販されている超音波発生器(センサーが猫をキャッチすると超音波を放射する機器)などの猫よけグッズを使用して猫の侵入を防ぐ。
- 「犬のふん放置禁止」などの看板を自治会経由で、時津町役場住民環境課からもらって貼る。



【コラム 補助犬について】

補助犬とは、盲導犬、聴導犬、介助犬など、目や耳、からだの不自由な人のために働く犬の総称で、「身体障害者補助犬法」により認定された特別な訓練を受けた犬です。

法律で公共施設・交通機関、不特定多数の人が利用する施設などは、同伴を拒んではならないと決められています。

公共施設はもちろん、その他の場所でも同伴することができるところですから、補助犬及びその使用者が困ることがないように、周りが理解しなければいけません。

街中などでも補助犬をみかけたら不必要に声をかけない、手を出さない、優しく見守るなど、配慮しましょう。また、使用者の方が困っているようであれば、「何かお手伝いすることはありますか」と声をかけてください。

VI 相談事の連絡先

- 時津町住民環境課生活環境係 時津町浦郷 274 番地 1 TEL095-865-6097(直通)
- 長崎県西彼保健所衛生環境課 長崎市滑石 1 丁目 9 番 5 号 TEL095-856-0693
- 長崎県獣医師会事務局 諫早市貝津町 3031 TEL0957-26-3678

【新しい飼い主を探したい方や飼いたい犬・猫を探している方】

「長崎県動物愛護情報ネットワーク」のホームページをご覧ください。

<https://animal-net.pref.nagasaki.jp/>